

令和8年3月北名古屋市教育委員会臨時会議議事録

招集年月日	令和8年2月27日(金)
招集場所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和8年3月6日(金) 午前11時30分
応招委員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員(教育長職務代理者) 岡島 秀隆 委員 山田 聡子 委員 田中 幸湖 委員 平松 貴美子 委員 諸星 明彦
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 安井 政義、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、 生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、学校教育課主幹 水野 正景、 給食センター長 北村 智徳、学校教育課係長 太田 祐介、教育指導員 尾崎 志洋
提出議案	議案第5号 教職員の人事異動について 議案第6号 北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正について 議案第7号 北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正について
閉 会	令和8年3月6日(金) 午後0時10分
議事日程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午前 11 時 30 分 開会 >

教育長（松村光洋）

ただいまの出席数は 6 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 8 年 3 月北名古屋市教育委員会臨時会議を開会いたします。

教育長（松村光洋）

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 8 年 2 月 4 日の教育委員会会議の議事録を、承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

次に、日程第 2、議事に移ります。

議案第 5 号、教職員の人事異動についてを議題とします。議案審議に入る前にお諮りしたいことがございます。議案第 5 号は、人事に関する案件でございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項、ただし書きにより」非公開とすることについて、私から発議をさせていただきます。また、同条第 8 項に討論を行わないで、その可決を決しなければならぬとされていますので、併せて採決をいたします。

議案第 5 号、教職員の人事異動について、非公開とすることにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第 5 号を非公開といたします。

（内容については、非公開）

教育長（松村光洋）

これより会議を公開とします。

次に、議案第 6 号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正についてを

議題とします。事務局説明をお願いします。

教育指導員（尾崎洋志）

議案第6号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和8年3月6日提出。提案理由、この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の改正に伴い、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。第4条に対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。とあり、(2)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関するものが追加されました。説明は以上となります。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第6号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第6号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正については、承認されました。

次に、議案第7号、北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

給食センター長（北村智徳）

議案第7号、北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。令和8年3月6日提出。提案理由、この案を提出するのは、令和8年4月1日より学校給食費の単価を改訂するため及び子育て世帯における学校給食費の負担軽減を図るため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。今回の改正は、令和7年7月の教育委員会会議において既にご承認いただいております学校給食費単価改訂に伴う条文整

備、欠席等に係る減額規定の明確化、令和8年度における給食費徴収の特例措置を定めるものでございます。提案理由にございますとおり、単価改定の反映と、子育て世帯への負担軽減を制度上整理するための改正でございます。具体的な改正内容についてご説明いたします。新旧対照表の第2条第2項第1号及び第2号をご覧ください。これは令和7年7月の教育委員会会議でご承認いただきました内容を、要綱上の規定として明文化するものでございます。児童は、270円から310円、生徒は、310円から360円と規定するものであり、既決事項の制度上の整備でございます。続いて、第7条第1項第2号の改正部分をご覧ください。現行規定では、「連続7日以上」と規定し、その最初の日と最後の日との間に休日等がある場合はそれを含む、という構造になっております。しかし、この表現では、土曜日・日曜日を含めるのか、暦日で数えるのか、給食実施日で数えるのかが分かりにくい条文構成となっておりました。実務上は「給食実施日」を基準として運用しておりますが、条文上は暦日基準とも読めるため、規定の明確化を図る必要がございました。そこで今回の改正では、「連続7日以上」を「給食実施日連続5日以上」に改め、さらに、休日等その他給食を実施しない日は算定から除くことを明示しております。これにより、土曜日・日曜日や休日などは算定対象外であることが条文上明確となり、制度の解釈と運用の安定性が高まります。制度趣旨を変更するものではなく、規定整理でございます。続いて、附則をご覧ください。ここが今回の改正の重要な整理でございます。附則第3項において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する給食については、児童等の保護者から給食費を徴収しないことを定めております。これは、子育て世帯への経済的支援を図るための令和8年度限定の特例措置でございます。ただし、生活保護法第13条に基づく教育扶助を受給している世帯につきましては、給食費相当額が扶助費として支給されている制度構造を踏まえ、本特例の対象外としております。制度間の整合性を確保するための整理でございます。最後に、説明書をご覧ください。ここまでご説明した内容を、改正理由、改正条項、施行期日の順に整理したものでございます。施行日は令和8年4月1日であり、同日以後に実施する学校給食から適用いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（諸星委員、挙手）

教育長（松村光洋）

諸星委員、お願いします。

委員（諸星明彦）

議案として提出する資料については、（案）と付すべきではないでしょうか。

教育長（松村光洋）

全体に係りますので、精査します。

教育部長（安井政義）

市教育委員会では、市議会に提出している方式で行っています。改めて確認し、必要に応じて精査します。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第7号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第7号、北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正については、承認されました。以上で議事を終了いたします。

次に、日程第3、報告に移ります。(1)教育長報告について、別紙をご覧ください。2月10日に第9回いじめ問題専門委員会を行いました。進展がなく残念で申し訳ないと思っております。また、結果を報告させていただきます。2月20日に定例会が始まり、3月23日までの32日間です。同日、委員の皆様方にお時間を取っていただき、教育委員会臨時会議を開きました。重大事態案件を受け、2月24日のいじめ問題対策連絡協議会に報告及び方針の検討を行いました。3月5日、本会議で1件の一般質問がありました。本日3月6日、卒業証書授与式に出席していただき、ありがとうございます。以上で教育長報告を終わります。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

以上で、教育長報告を終わります。

教育長（松村光洋）

続きまして、(2)所管事項報告に移ります。令和7年度教職員退職辞令伝達式及び令和8年度教職員辞令伝達式について、事務局説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

令和7年度教職員退職辞令伝達式及び令和8年度教職員辞令伝達式について、ご説明申し上げます。退職辞令伝達式においては、令和8年3月31日火曜日の午前9時30分から市役所西庁舎4階大会議室において行いますので、委員の皆様のお席をお願いいたします。当日は西庁舎3階301会議室が控室となっておりますので、定刻前にお集まりいただきたく存じます。当日、駐車場が満車の場合は、庁舎北側の西春中学校のグラウンドを開放しておりますので、南門から入りご利用ください。なお、3月31日には、退職辞令伝達終了後に301会議室にお戻りいただき、令和7年度最後の教育委員会会議を開催しますので、よろしくをお願いいたします。続きまして、令和8年度教職員辞令伝達式について、ご説明申し上げます。辞令伝達式においては、令和8年4月1日水曜日の午前10時から市役所西庁舎4階大会議室において行いますので、連日となりますが委員の皆様のお席をお願いいたします。当日は西庁舎3階301会議室が控室となりますので、定刻前にお集まりいただきますようお願いいたします。前日同様駐車場が満車の場合は、庁舎北側の西春中学校のグラウンドを開放しておりますので、ご利用ください。説明は以上となります。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。両日お忙しいところ申し訳ありませんが、ご出席をお願いいたします。以上で、会議・行事等についての報告を終わります。その他、連絡事項について、事務局説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

- 令和8年度教育委員会会議年間日程表の変更点について説明
- 令和7年度小学校卒業証書授与式来賓案内について説明
- 令和8年度小中学校入学式来賓案内について説明

学校教育課主幹（水野正景）

- 次回の教育委員会会議について説明

教育長（松村光洋）

以上で、本日予定しておりました日程は、全て終了しました。これをもって、本日の会議を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

< 午後0時10分 閉会 >